

ボートレース福岡広告映像制作等業務委託 仕様書

- 1 件 名 ボートレース福岡広告映像制作等業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 ボートレース福岡等
- 4 予算（上限） 9,460,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施目的

本業務は、ボートレース福岡および福岡支部選手の認知向上、ブランドイメージ向上を目的として、広告映像（CM）を制作し、WEB、SNSその他各種媒体において活用するもの。また、舟券購入の参考となる福岡水面解説動画を制作し、売上促進につなげるもの。

6 業務内容（項目）

- （1）広告映像（CM）制作
- （2）ボートレーサー等を起用した福岡水面解説動画制作
- （3）独自企画の提案（任意）

7 企画提案を求める業務の詳細

以下の各項目について、提案競技で提案した内容どおりに実施すること。ただし、提案競技終了後に協議の上決定した内容が提案競技で提案した内容と異なる場合は、協議の上決定した内容で実施すること。

（1）広告映像（CM）制作

- ・実施内容：福岡支部選手の過去のレースや表彰セレモニー、水神祭等の映像や写真を使用し、広告映像を制作すること。
- ・広告映像テーマ：下記のとおりとする。
 - ①福岡支部選手ver.（A1級の選手を中心としたもの）
 - ②SG覇者ver.（福岡支部選手でSGを獲得した選手。田頭実選手、瓜生正義選手、岡崎恭裕選手、篠崎元志選手、西山貴浩選手、篠崎仁志選手、前田将太選手、羽野直也選手）
 - ③篠崎兄弟ver.（篠崎元志選手×篠崎仁志選手）
 - ④女子選手ver.（有力女子選手を中心としたもの）
 - ⑤若手選手ver.（有力若手選手を中心としたもの※フレッシュルーキー等）
- ※上記①～⑤は必須。その他テーマを協議の上、合計8本以上制作すること。
- ※選手に出演を依頼する場合は、選手のランクに合わせた謝礼を支払うこと。
- ・その他
 - レース映像や写真等を手配すること。
 - BGM や効果音は、著作権処理済みのものを使用すること。
 - 投稿する際に使用するサムネイル画像を制作すること。

広告映像の尺は1本あたり15秒/30秒の2パターンを制作すること。

制作した広告映像を、MP4 ファイルで納品すること（ソラリアビジョン、フクオカ・バスビジョンで放映可能な入稿データも納品すること）。

（2）ボートレーサー等を起用した福岡水面解説動画制作

- ・実施内容：現役の福岡支部選手や元ボートレーサー、ボートレースに精通しているタレント等を起用し、福岡水面の解説動画を制作すること。

※選手に出演を依頼する場合は、選手のランクに合わせた謝礼を支払うこと。

（3）独自企画の提案（任意）

- ・実施内容：「5 実施目的」に資する独自企画があれば、提案すること。

8 著作権等の取扱い

- （1）本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とするものとする。
- （2）制作物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- （3）制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

9 受託者の責務

（1）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10 再委託について

- （1）受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先事業者は、本市の競走入札参加停止期間中及び排除措置期間中であってはならない。

11 留意事項

- (1) 別紙「ボートレース広告・宣伝指針」を遵守すること。
- (2) 本委託業務に関連した全てのメール送信（送信者が再委託先事業者、協力会社等の場合も含む）については、送信先を問わず全て bcc で行うこと。また、メーラーの設定が可能であれば、自動で bcc 送信となるよう設定すること。多数の市民等にメールを送信する場合、送信前に BCC 送信となっていることを複数人で確認すること。
- (3) 契約期間が終了した後は保有していた個人情報（紙だけでなくデータも含む）を破棄し、破棄した旨の届け出を提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ決定する。